

領家自治会会則

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、健全なる民主主義の精神に基づき、地域的な共同活動を行うことにより、会員相互の親睦を図り、生活及び住環境を良好に保ち、また向上させることによって、より良い地域社会を作り上げることを目的とする。また、活動の拠点となる会員の共有財産を維持管理する。

(名称及び事務所)

第2条 本会は、領家自治会(以下「本会」という)と称し、事務所を会長宅に置く。

(区域)

第3条 本会の区域は、領家1丁目、同2丁目、同3丁目、同4丁目並びに岡津町651番地、652番地、657番地の2、3、4、5、12、13、666番地、678番地、681番地及び682番地とする。

(事業及び組織)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するために、次の各部及び委員会を置き、それぞれの事業を分担する。

- | | |
|-----------|-------------|
| (1) 総務部 | (6) 福利厚生部 |
| (2) 会計部 | (7) イベント推進部 |
| (3) 広報部 | (8) 施設運営部 |
| (4) 防犯防災部 | (9) まちづくりの会 |
| (5) 環境衛生部 | |

第2章 会員

(会員)

第5条 本会は、第3条に定める区域内に居住する個人を会員とし、店舗等の事業を営むものを賛助会員とすることができる。

(会費)

第6条 会費は、1世帯当月月額500円とする。

2. 会費の納入は、原則として上期(4月～9月)分3,000円と下期(10月～3月)分3,000円の2回に分けて納入する。
3. 期の途中に入会した世帯(その期以前に退会し退会後も本会の区域内に引き続き居住していると認められる世帯(以下「再入会世帯」という。)を除く。)は、入会した期の翌期分より会費を納入する。ただし、再入会世帯にあっては、入会届を提出した月の翌月分からその期の残りの月数分の会費を一括して納入する。
4. 期の途中で退会届を提出した世帯に対しては、退会した期の納入済み会費は返却しない。ただし、会費徴収時期に、既にその期中に転出による退会を予定する会員に対しては、会費納入を免除する。
5. 会費の納入は班長経由で行うものとする。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出するものとする。

2. 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

1. 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
2. 本人より退会届が会長に提出された場合
3. 会員が死亡した場合等

第3章 役員

(役員の種類)

第9条 本会に、次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 4名
3. 部長 8名
4. 監事 2名
5. 顧問 若干名

(役員を選任)

第10条 会長、副会長、部長、監事及び顧問は、総会において、会員の中から選任する。

2. 監事と会長、副会長、部長及び顧問は、相互に兼ねることはできない。
3. 任期中で辞任した役員の後任者は、役員会で選任する。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
3. 各部長は、各部の事業を分担し、これを推進する。なお、各部において部員の中から副部長を選任し、役員会で承認する。副部長は、部長の職務を補佐する。
4. 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - 1) 年1回以上本会の会計を監査し、その結果を定期総会で報告する。
 - 2) 資産に関して必要があると認めるときは、臨時総会を請求することができる。
5. 顧問は、本会の会議に出席し、会務に関する意見を述べる。

(役員任期)

第12条 役員任期は、1年とする。ただし副会長の任期は2年とし、班長としての任期は1年とする。再任は妨げない。

2. 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
3. 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(相談役)

第13条 本会には、相談役を置くことができる。

2. 相談役は、役員会にて選任する
3. 相談役は、本会の会議に出席し、意見を述べるができる。

第4章 総会

(総会の種類)

第14条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

第15条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の審議事項)

第16条 総会は、次に掲げる事項について審議決定する。

1. 会則に関する事項
2. 第10条に定める役員を選任に関する事項
3. 自治会費に関する事項
4. 予算及び決算に関する事項
5. 資産に関する事項
6. その他自治会に関する重要事項

(総会の開催)

第17条 通常総会は、毎年度決算終了後2ヶ月以内に開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

1) 会長が必要と認めたとき。

2) 全会員の五分之一以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(総会の招集)

第18条 総会は、会長が招集する。

2. 会長は、臨時総会開催の請求があったときは、その請求のあった日から1ヶ月以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の議長)

第19条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第20条 総会は、会員の二分之一以上の出席がなければ、開会することができない。

2. 総会が成立しなかった場合は、会長は1ヶ月以内に開催日を定めて臨時総会を招集しなければならない。

(総会の議決)

第21条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第22条 会員は、総会において、各々一個の表決権を有する。

(委任状の提出)

第23条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、委任状をもって出席に代えることができる。

2. 前項の場合における第20条及び第21条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第24条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

1. 日時及び場所

2. 会員の現在数及び出席者数(委任状の提出者を含む)

3. 開催目的、審議事項及び議決事項

4. 議事の経過の概要及びその結果

第5章 役員会

(役員会の構成)

第25条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の業務)

第26条 役員会は、次の事項を議決する。

1. 総会に付議すべき事項

2. 総会の議決した事項の執行に関する事項

3. その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の開催及び招集)

第27条 役員会は、原則として毎月1回定例会を開催し、その他会長が必要と認めたときに開催する。

2. 役員会は、会長が招集する。

3. 会長が必要と認めたときは、役員会に学識経験者等関係者の出席を求めることができる。

(役員会の議長)

第28条 役員会の議長は、会長又は副会長がこれに当る。

(役員会の定足数)

第29条 役員会には、第20条、第21条及び第22条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 班及び班長

(班)

第30条 第3条に定める区域内を分割して班を設ける。

2. 班の設定及び変更は、当該班を構成すべき会員数その他の状況を考慮して、役員会で決定する。

(班長)

第31条 班に所属する会員の中から、輪番制により班長1名を選出する。

2. 班長の任期は、定期総会から次年度の定期総会までの1年間とする。

3. 班長は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(班長の職務)

第32条 班長は、班内における連絡業務、広報物配付及び自治会費の徴収業務その他班の統括に関する業務を行うと共に、各部に所属し、自治会業務に協力しなければならない。

第7章 班長会

(班長会の業務)

第33条 班長会は、本会の運営上必要な事項を協議する。

(班長会の開催及び招集)

第34条 班長会は、原則として毎月1回定例会を開催し、その他会長が必要と認めたときに開催する。

2. 班長会は、会長が招集する。

(班長会の議長)

第35条 班長会の議長は、会長又は副会長がこれに当る。

(班長会の定足数)

第36条 班長会には、第20条、第21条及び第22条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「班長会」と、「会員」とあるのは「班長」と読み替えるものとする。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

1. 別に定める財産目録の資産
2. 会費
3. 活動に伴う収入
4. 資産から生ずる収入
5. その他の収入

(資産の管理)

第38条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第39条 本会の資産で第37条第一号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において四分之三以上の議決を要する。

(経費)

第40条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

(事業計画及び予算)

第41条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の規定にかかわらず、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第42条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等を作成し、毎会計年度終了後二月以内に総会の承認を受けなければならない。

2. 会長は、会計年度終了時に決算について監事の監査を受けなければならない。

(会計年度)

第43条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 会則の改廃

(会則の改廃)

第44条 本会則の改廃については、総会において四分の三以上の同意を必要とする。

第10章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第45条 会則、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えるものとする。

(細則の制定)

第46条 この会則の施行に関して必要な細則は、役員会が制定するものとする。

会則の改訂	平成5年4月11日	平成11年4月18日
	平成6年4月17日	平成12年4月18日
	平成7年4月23日	平成14年4月1日
	平成8年4月14日	平成15年2月23日
	平成9年4月1日	平成17年4月17日
	平成28年4月24日	2019年4月21日
	2021年4月25日	2023年4月18日
	2024年4月21日	